

ケアプラン点検について

令和5年5月 名護市介護長寿課

ケアプラン点検事業とは

厚生労働省が示す介護給付適正化に関する事業の一つに位置づけられており、名護市においても「第9次あけみお福祉プラン」にて介護保険事業の適正な運営のための取組の一つとして示しています。

作成されたケアプランについての検証と確認を、作成した介護支援専門員と介護保険者（名護市）が意見を交換しながら一緒に行います。

点検を行うケアプランは、通常から提出を求めているもの（国が定めるもの）のほかに、年度ごとに計画・公表したテーマに該当するものを抽出し提出の依頼を行うこともあります。

ケアプラン点検事業の目的

ケアプランを介護支援専門員以外の第三者の目から見つめ直すことで、介護支援専門員の皆様が抱えている課題への支援にとどまらず、保険者も一緒に「現状の良い点や課題に気づき」「資質向上」を進め、「自立支援に資するケアマネジメントを追求する」きっかけ作りを目的としています。

また、本事業の経験を今後の計画作成に役立てることでより健全な給付の実施に繋げ、利用者により良い介護サービスを提供できるようにしていく目的もあります。

※健全な給付とは、給付費の削減を目的としたものではなく、介護サービスが必要な人に必要な分を給付する「過不足のない給付」を指しています。

運営指導とは異なります

ケアプラン点検は請求が適正であるかをチェックをしたり指導をすることが目的ではなく、介護支援専門員と保険者の「気づき」「課題の発見と共有」により、今後のケアマネジメントとサービスの向上に繋げるために行います。

そのため、保険者が支援として行う助言に従うかは任意であり、給付費についても明らかな報酬算定上の過誤がない限り過去に遡って返還を求めません。

取り組みについての名護市の考え方

ケアプラン点検事業については、介護支援専門員の皆様や事業所にもご協力いただくこととなりますので、事務負担が大きくなるよう考慮し、提出いただく資料や時間は必要最小限にしたいと考えています。

テーマの策定についても、介護支援専門員の皆様の意見を取り入れながら設定していきたいと考えていますので、実際の点検作業においては保険者からの一方向だけでなく双方が意見を交わす場を設け、ケアプランの振り返りの作業を実施しながら、今後の計画作成に役立てる視点を得ることで、保険者も一緒にレベルアップを図ることが重要と考えています。

皆様の本事業へのご協力をよろしくお願いいたします。